

告示

埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
あらい和光市駅前 脳外科・神経 内科	所在地 名称	和光市本町六一五和 光ノイエビル四階 医療法人社団 けや きの木 狭山台胃腸 科外科	和光市本町六一五和 光エイノビル四階 医療法人社団 匡恕 会 梶田医院狭山
さくら薬局	所在地 開設者名称	吉川市平沼一六八九 医療法人社団 けや きの木	吉川市中央三一一六 医療法人社団 匡恕 会

二 指定施術機関

上杉 史緒		氏名
施術所		変更事項
所在地	名称	
(追加)	(追加)	変更前
さいたま市桜区神田 一六一一	在宅マッサージひまわり	変更後